二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	一六・八％	E10
二〇〇七・九一のうち	その他のもの	一六・八％	E10
	かんきつ類の果実	三四・〇％	E15
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	三四・〇％	E15
	砂糖を加えたもの	二一・三％	E10
	ジャム	二一・三％	E10
	フルーツゼリー及びマーマレード	二一・三％	E10
	フルーツピューレー及びフルーツペースト	二一・三％	E10
	砂糖を加えたもの	二一・三％	E10
	その他のもの	二一・三％	E10
二〇〇七・九九のうち	ジャム及びフルーツゼリー以外のもの	三四・〇％	E15
	砂糖を加えたもの	三四・〇％	E15
	フルーツピューレー及びフルーツペースト以外のもの	三四・〇％	E15
	その他のもの	三四・〇％	E15
	フルーツピューレー及びフルーツペースト以外のもの	二一・三％	E15
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	二一・三％	E15
二〇〇八・三〇のうち	かんきつ類の果実	二一・三％	E15
	砂糖を加えたもの以外のもの	二一・三％	E15
	パルプ状のもの	二一・三％	E15
	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	二一・三％	E15
二〇〇八・九七のうち	混合したもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル以外のもの	二三・八％	E10
	砂糖を加えたもの	二三・八％	E10
	パルプ状のもの以外のもの	二三・八％	E10
	その他のもの	二三・八％	E10
	パルプ状のもの	二一・三％	E15
二〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース	二五・五％	E15
	ブリックス値が二〇以下のもの	二五・五％	E15
	砂糖を加えたもの	二五・五％	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％を超えるもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
二〇〇九・二一のうち	その他のもの	二三・〇％	E15
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％を超えるもの	二三・〇％	E15
	その他のもの	二三・〇％	E15
二〇〇九・二九	砂糖を加えたもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三・〇％	E15
	その他のもの	二三・〇％	E15

二〇〇九・三一のうち	その他のもの	一九・一％	E15
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	二五・五％	E15
	ブリックス値が二〇以下のもの	二五・五％	E15
	砂糖を加えたもの	二五・五％	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
二〇〇九・三九のうち	その他のもの	二三・〇％	E15
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％を超えるもの	二三・〇％	E15
	その他のもの	二三・〇％	E15
	砂糖を加えたもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
二〇〇九・八九のうち	その他のもの（野菜ジュースを主成分とするものを除く。）	一三・四％	E10
	砂糖を加えたもの	一三・四％	E10
二〇〇九・九〇のうち	混合ジュース	一三・四％	E10
	果汁を主成分とするもの	一三・四％	E10
	砂糖を加えたもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％を超えるもの	一三・四％	E10
	その他のもの	一三・四％	E10
二〇〇九・九九のうち	その他のもの	一九・一％	E15
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	二五・五％	E15
	ブリックス値が二〇以下のもの	二五・五％	E15
	砂糖を加えたもの	二五・五％	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
二〇〇九・九九のうち	その他のもの	二三・〇％	E15
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％を超えるもの	二三・〇％	E15
	その他のもの	二三・〇％	E15
	砂糖を加えたもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	E15
	その他のもの	二五・五％	E15
二〇〇九・九九のうち	その他のもの（野菜ジュースを主成分とするものを除く。）	一三・四％	E10
	砂糖を加えたもの	一三・四％	E10
二〇〇九・九〇のうち	混合ジュース	一三・四％	E10
	果汁を主成分とするもの	一三・四％	E10
	砂糖を加えたもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	E15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％を超えるもの	一三・四％	E10
	その他のもの	一三・四％	E10

第二二類	第二二類		
二一・〇三	二一・〇三	一二・八％	E7
二一〇三・九〇のうち	二一〇三・九〇のうち	一二・八％	E7
	各種の調製食料品	一〇・五％	E7
	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタード及びミール並びに調製したマスタード		
	その他のもの		
	ソース		
	マヨネーズ		
	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング		
第二二類	飲料、アルコール及び食酢		
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）		